

改正

昭和41年12月16日条例第40号

昭和48年9月27日条例第29号

平成8年4月1日条例第19号

平成9年7月14日条例第21号

平成12年1月20日条例第13号

平成14年9月20日条例第27号

平成24年10月12日条例第15号

平成29年3月24日条例第13号

千歳市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、千歳市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 千歳市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員

- (2) 陸上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官
- (3) 北海道の知事部局の職員
- (4) 北海道警察の警察官
- (5) 市長部局の職員
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者

6 委員の定数は、40人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 専門の事項を調査させるため、防災会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員又は学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

(補則)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(昭和41年12月16日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年9月27日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年4月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年7月14日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千歳市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により任命されている委員（以下「現任委員」という。）の任期の中途において、この条例による改正後の千歳市防災会議条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第6項の規定を適用して新たに任命する委員の任期は、改正後の条例第3条第7項の規定にかかわらず、現任委員の残任期間とする。

附 則（平成12年1月20日条例第13号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成24年10月12日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第13号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。